

千葉県弁護士会 紛争解決支援センターが
令和5年台風13号による風雨の被害に関連したトラブル
を解決するお手伝いをします。

弁護士会のあっせん・仲裁 (災害ADR)

令和5年台風13号の接近に伴う風雨により、浸水した建物の賃貸借関係
や修繕方法で問題が生じたり、土砂の流入による近隣間でのトラブルに悩
んでいませんか？

弁護士会のあっせん・仲裁(災害ADR)とは、大規模災害に関連する民事
上の紛争について、弁護士があっせん人等として当事者双方の言い分を
よく聞いて、話し合いにより紛争の円満な解決をめざすものです。

原則3回以内の話し合いでの紛争解決をめざします。

申立・期日手数料は**無料**です(※)

大家との間で浸水したアパート
の修繕方法についてトラブルに
なっている

自宅から隣家に流入した土砂の
除去費用の負担について話し合いをして
いるがまとまらない

災害ADRは裁判より迅速で、柔軟性がある紛争
解決ができるとされています。

東日本大震災や熊本地震、本県の令和元年台
風15号・19号・21号被害の際にも多数利用さ
れました(令和元年台風の際は59件の申立て)。

※紛争解決時には成立手数料が発生します。詳しくは裏面をご覧ください。

千葉県弁護士会 紛争解決支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番9号

TEL **043-227-8954(台風被害の困りごと無料相談受付窓口)**

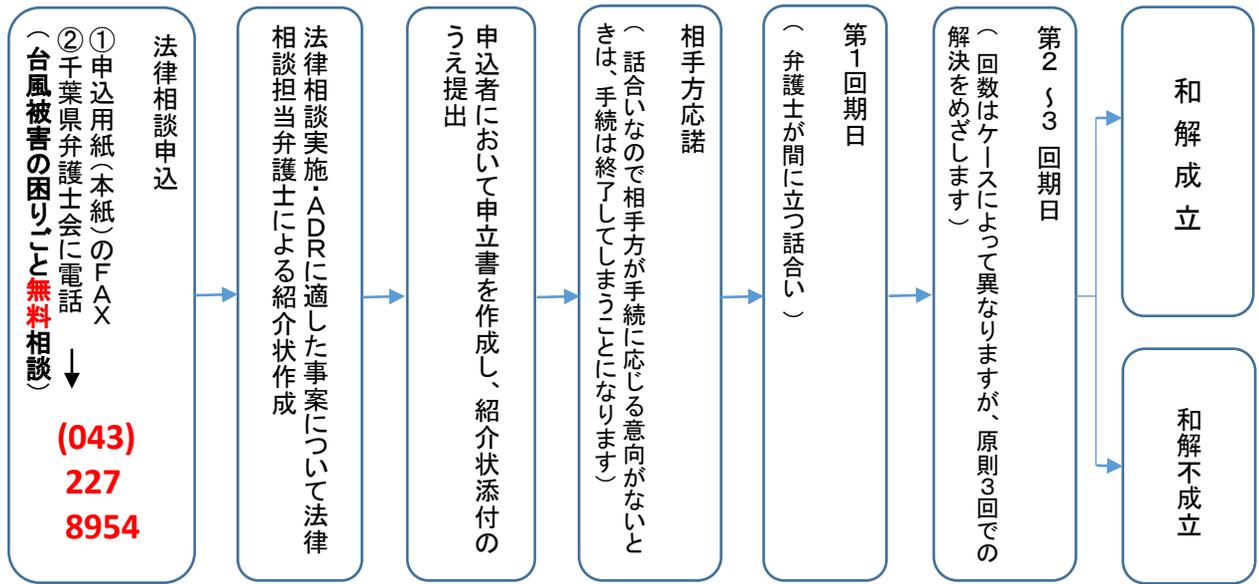
平日午前10時～11時30分 午後1時～4時

043-227-8431(問合せ窓口)

FAX 043-225-4860



災害ADRの流れ



災害ADRの費用

- 申立手数料(通常11,000円。税込)、期日手数料(通常5,500円。税込)は、いずれも**無料**です。
- 成立手数料として、解決金の金額に応じて下表の基準による金額を申立人と相手方とで折半して負担いただくこととなります。ただし、事案の内容等に応じて減額が認められることがあります。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準(税込)
100万円以下	8.8%(最低22,000円)
100万円超～300万円以下	33,000円+5.5%
300万円超～3000万円以下	165,000円+1.1%
3000万円超	330,000円+0.55%

千葉県弁護士会 紛争解決支援センター・災害対策委員会 御中(FAX:043-225-4860)

台風被害の困りごと無料相談申込用紙(連絡先には、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申込者	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他()		